

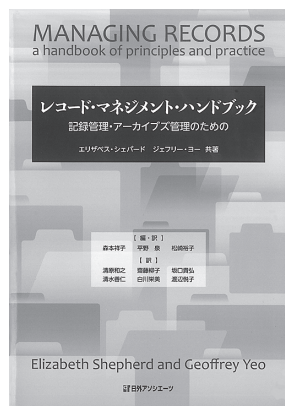
2

[書評 | review]

エリザベス・シェパード、ジェフリー・ヨー共著、
森本祥子、平野泉、松崎裕子編・訳、清原和之、齋藤柳子、
坂口貴弘、清水善仁、白川栄美、渡辺悦子訳
『レコード・マネジメント・ハンドブック—
記録管理・アーカイブズ管理のための』

Elizabeth Shepherd and Geoffrey Yeo | Sachiko Morimoto, Izumi Hirano,
Yuko Matsuzaki, Kazuyuki Kiyohara, Ryuko Saito, Takahiro Sakaguchi,
Yoshihito Shimizu, Emi Shirakawa and Etsuko Watanabe trans.,
Records Management Handbook: for managing records and administrating archives

渡邊健 | Tsuyoshi Watanabe



エリザベス・シェパード、ジェフリー・ヨー共著、
森本祥子、平野泉、松崎裕子編・訳、清原和之、齋藤柳子、坂口貴弘、清水善仁、白川栄美、渡辺悦子訳
『レコード・マネジメント・ハンドブック— 記録管理・アーカイブズ管理のための』
日外アソシエーツ/2016年6月/A5判/400頁/定価3,700円+税

1 — 本書の概要

本書は、イギリスの記録管理学、アーカイブズ学の研究者であるエリザベス・シェパード(Elizabeth Shepherd)とジェフリー・ヨー(Geoffrey Yeo)が2003年に世に送り出した*Managing Records: a handbook of principles and practice*の日本語訳本である[1]。原著のタイトルには、副題も含めて「アーカイブズ」の文字は見られない。他方、本書の日本語副題は、「記録管理・アーカイブズ管理のための」とされている。ある種の大胆さを感じる訳本タイトルの付し方であるが、原著の2名の著者がアーカイブズ学とアーキビスト育成について顕著な業績を収めていること、主にデジタル環境の進展を背景に、現用記録と非現用記録の管理を区別する伝統的な考え方から一貫通貫のレコードキーピング、包括的なレコード・マネジメント・プログラムへの転換が不可避になりつつあるという実務の状況に鑑み、そして何より、本書を通読すれば明らかに「アーカイブズ管理のため」まで含んだ記録管理の指南書となっていることが解る[2]。

「ハンドブック」であることから推察される通り、本書は実務家が道に迷った際に辞書・辞典的に活用することを念頭に置いて編まれ

たものだ。そもそも通読には馴染まないかもしれないが、書評を著すのに通読しなければ始まらない。本書各章に対する評者の関心にも当然ながら強弱、濃淡がある。従って、著者、訳者の責任に帰すものではない、専ら評者の個人的な事情で本稿の内容に偏りが生じるであろうことを予めお断りしておきたい。

2 — 章毎の内容

本書の章立ては表1に示す通りである。

原著の巻末付録として、書籍・雑誌のみならずウェブサイト、トピックス別の参考文献、国際規格や英語圏の専門団体リストが掲載されているが、本書では「原書出版から時間が経っていることや、日本人読者にはアクセスしづらいものもあることなどから、すべて割愛」(訳者まえがき:p.6)されており、やや残念である。因みに、本書の巻末には、「原著では各章毎に付されている参考文献リスト」が「統合して」掲載されている。

訳者の整理に則れば、「第1章から第3章で、レコード・マネジメント・システムについての基本的考え方」(p.5)が提示されている。

第1章の中で、「レコードとは何か?」という問いに対して、「ある活動の記録された証

表1 — 本書の構成

はじめに
第1章 レコード・マネジメントを理解する
第2章 レコード・マネジメントのコンテキストを分析する
第3章 レコードを分類し、コンテキストをドキュメント化する
第4章 レコードを作成して取り込む
第5章 評価選別、リテンション、処分を管理する
第6章 レコードを保持し完全性を確保する
第7章 アクセスを提供する
第8章 レコード・マネジメントを導入する:実務および管理上の諸問題
おわりに

拠であれば何でもレコードであるにとらえることにする」とある(p. 21)。原著では、“the word record is used to mean any recorded evidence of an activity”である[3]。イギリスでは、名詞としての“record”が動詞のrecordとは異なる記録管理学上の特別な意味を持っているということなのか。いきなり言語解釈の壁に遭遇するが、何となくイメージで解釈して乗り切れないことには先には進めない。因みに、本書では名詞の“record(s)”を「記録」ではなく、「レコード」と訳している。

また、第1章では原著の発行が2003年ということで、やや時代を感じる記述もある。当時、デジタル・データの長期保存や互換性が議論される中で解決策の一つとして注目され始めていたのがXMLだった。「本書執筆の段階では、XML (extensible markup language)こそが、データとドキュメントの機能性を単一の環境で結びつけるうえでの有用性という点から、こうした複合的レコードを管理するためのカギと見られている。XMLはインターネット上でも、組織のイントラネットやエクストラネット上でも、ウェブ上のトランザクションにとって最適な言語となる可能性が高い」(p. 41)とあり、現在XMLは広く普及した技術となっている。

本書全体で最も興味深かったのは、第2章である。ここでは、ステークホルダーの利害・期待などを理解し特定する(評価する)ことの重要性が説かれ、その分析手法としてプロジェクト・マネジメントやSWOT分析といった社会科学的な色合いが濃いアプローチが紹介されている。評者は常々、アーカイブズ学は人文科学のみならず、特に社会科学的な文脈を併せ持つ学際的なアプローチの中でしか発展し得ないと考えているのだが、イギリスでは当然のように実務家が参照するハンドブックに組み込まれていることに感銘を受けた

[4]。他方、日本の大学院レベルの記録管理学、アーカイブズ学の専門職養成課程では、かかる社会科学的アプローチを学ぶ機会はほとんどない。

「第4章から第7章では、レコードの作成から利用までの流れに沿って、各段階で考えるべきことが解説される」(p. 6)。

第4章と第6章には、商用施設としてのレコード・センターやアーカイブズ施設の運営上、日々話題になっているようなトピックス(この2つの章が対象としているのは必ずしも商用施設の利用だけではないけれども)が書かれている。日本では、レコード・センターやアーカイブズ施設の運営を民間事業者に委託すること(民間事業者が運営する共用施設に物理的にレコードやアーカイブズを移管することを含めて)は、まだ一般的とは言えない。少なくとも、その行為が単なる外部倉庫の利用ではなく、記録管理、アーカイブズ管理の外部委託であると意識されているケースは多くない。

例えば、第4章の「紙のシステムでのファイルの識別子」について、「人名は顧客や職員・従業員に関連するファイルの識別子としてはおよそ適切ではない。なぜなら、個人には同姓同名が存在する可能性や、例えば、結婚などで名前が変わる可能性があるからである。コード化された識別子はこの種の問題を未然に防ぐ」(p. 194)とある。因みにこれは「個人名」に限ったことではない。「組織名」や「法人名」も同じように変更可能性があるという理由で識別子として適切とは言えない場合が少なくない。そして識別子の問題は、商用施設を提供する民間事業者において、別の観点からも議論される。第6章の図6.2に示されている「商用収蔵庫：チェックリスト」の「建物と収蔵エリア」にある「保存箱の表記は匿名性(コード表示のみ)が保たれているか」という項目がそれだ(p. 254)。かかる議論がアカデミック

な世界で取り上げられていることにまたしても彼我の差を感じてしまう。

第5章で注目したいのは、「評価選別」(appraisal)である。これについては改めて後述したい。

第7章で触れておきたいのはISAD(G) (General international standard archives description)についてである。レコードやアーカイブズへの利用者のアクセスの問題は包括的なレコード・マネジメント・プログラムを論じる上で極めて根源的なものであろう。なぜなら、如何なるレコードも利用されることが前提でなければ作成・取得も保存も意味がないからである。利用者のアクセスを容易にするために、特にデジタル環境が進展した今日においては「データについてのデータ」、「記録の記録」であるメタデータの付与が欠かせない。レコードに付与するメタデータにはダブリンコアなどの国際標準が存在する。他方、ISAD(G)は「アーカイブズとなったより古いレコードの適切的な目録化のための標準」であり、一義的には現用記録に付与するメタデータに関するものではない。現に、少なくとも日本の大多数の組織のレコード・マネジメント・システムにおいて、ISAD(G)は採用されていない。そして本書の第7章で、わざわざ「レコード・マネジメントへのISAD(G)の利用は限られている。しかしながら、第3・4章で推奨された他のメタデータ[5]で分類され割り当てられたレコードは、ISAD(G)に準拠した記述がアーカイブズの目的で求められるなら、追加の記述プロセスはほとんど必要としない」、「多くの国において、ISAD(G)に準拠することはアーカイブズ・ネットワークに載せるメタデータにとって不可欠であると思われる」という指摘がなされていることを考えると(p. 341)、ISAD(G)がレコード・マネジメント・システムにおいて活用されていないのは日本特有の現象ではないようだ。

評者は現在進行形のある市民活動の記録を編成・記述(ほぼ後者)するプロジェクトに従事しているが、目録はISAD(G)をベースに作り込んでいる。当該市民活動記録は最終的に紙とデジタルでほぼ同じ内容のものが揃うことが想定されているが、いずれにせよ、ISAD(G)は利用者のアクセスを容易にするツールとして有用であると思われる。

第8章は最終章として、「組織においてレコード・マネジメント・システムを構築する際の留意点がまとめられている」(p. 6)。

3 — 本書の意義

「訳者まえがき」によれば、本書の意義(訳者は「翻訳が必要であると考えた理由」としている)は大きく2点とされる。

1点目は「原則」を共有する必要性である。「数え切れない人がそれぞれの文化を背景に論じ、そうして練り上げられた原則を知っておくことは、現在の日本にいる私たちにとっても、環境変化の激しいレコード・マネジメントの現実に柔軟かつ理論的に対応するために、間違いなく必要なことである」(p. 3)という。

2点目は、レコード・マネジメント、現用記録管理の視点を学ぶことが、「アーキビスト[6]が組織アーカイブズでの仕事をする上で不可欠」(p. 4)という視点である。

ここに提示された意義について、まったく異論はない。若干の補足をしたい。

1点目について言えば、他の多くの学問と同様にアーカイブズ学も国際的な潮流を無視しては成り立たない。そして日本で見識を深めたいという欲求を満たすために、これも他の多くの学問と同じように障壁となるのが言語の問題であろう。確かに、海外の多くの文献に容易にアクセスできる環境は整ってきた。英語をはじめとした言語能力を伸長させる機会

も求めれば幾らでも手に入る時代である。しかし、日本語を母国語とする国で記録管理、アーカイブズ管理の実務に携わる人材が原著を参照しながら仕事を進めることには、能力的、時間的、経済的な面でなお制約がある。それは逆説的に言えば、原著が2003年に発行されているにも関わらず、それが広く知られるためには本書による日本語訳が発行されるまでの13年間を要したことによって証明されよう。

アーキビストが記録管理を学ぶ重要性についても論を待たない。もちろん逆(レコード・マネジャーがアーカイブズ管理を学ぶ重要性)も然りである。既に述べた通り、本書自体、記録管理とアーカイブズ管理を一気通貫のものとして取り扱っている。日本では未だに「彼は現用」「彼女は非現用」という会話が学会や業界で飛び交うが、そろそろそういった「出所原則」は撤廃する時期だろう。次世代の研究者が次世代の包括的レコード・マネジメント・プログラムについて考察し語るべきであり、その流れを加速させるために本書が果たしうる役割は大きいのではないだろうか。

また、本書は日本アーカイブズ学会の出版助成を受けて生まれた初めての業績である。評者は2016年3月まで同学会の委員を務めていたため、出版助成制度の創設から本プロジェクトの採用に至るまで、決して主体的とは言えないが近くで見て来た。研究者もアーキビストも、そして学会も経済的には厳しい状況が続いているのが日本の現状ではあるが、それでも必要なところに資金が回り、その期待にしっかり応える業績が形となって表れるのは重要なことだ。

4 —— おわりに

最後に3点問題提起をしておきたい。

まず、第1章の「原秩序」に関する考え方である。「原秩序を保持するという原則は、紙の世界のレコードに関するものだ」(p. 33)というのが本書の立場だ。「システム内にランダムに格納され、レコードの物理的配列が全く意味を持たないデジタルの世界」(p. 34)と対比する中で述べられている。しかし、経験的に言えば、デジタルの世界が「物理的配列が全く意味を持たない」と言い切れるかどうか大いに疑問である。例えば、組織内のファイルサーバ上にあるフォルダ、ファイルの整理方法やツリー構造に関して言えば、そこに公式なルールがなくても、レコードの作成者や取得者、個人・組織それぞれにとって何らかの意味がある場合の方が多いだろう。要するに、原秩序保存の原則はコンテキストを把握する上で重要な考え方であり、それはレコードの形式如何を問わず考慮されるべきものだが、最終的には個別に判断することになる、ということではないだろうか[7]。

第1章の論点に関してもう1点述べる。

レコード・マネジメントとリスク・マネジメントは親和性の高い分野である。近いところで言えば、2000年代の中盤以降、米国のエンロン事件などをはじめとする企業不祥事に端を発し、コーポレート・ガバナンスや内部統制が声高に叫ばれ、それらを支える主要な要素として記録管理が注目されてきた[8]。かかる文脈の中で、本書では、ケネディとショルダー(Kennedy and Schauder)を引用し、「レコード・マネジャーは証拠的価値を有する[レコード]を優先的に扱わなければならない。なぜならそうしたレコードを管理しないことから生じるリスクは、他の情報提供用ドキュメントに比して大きいからである」(p. 46)と書かれている[9]。因みに、「情報提供ドキュメント」とは、「情報データベース、ウェブサイト、社内出版物など」の「情報プロダクト」であると思われる。これは教科書的に正しい。そして、記録管理は組織

経営に関して、現にリスク・マネジメントやコンプライアンスの文脈の中で語られてきた。しかし敢えて言えば、組織経営には「攻め」と「守り」がある。確かに、コンプライアンスをはじめとした「守り」が崩れれば、組織は壊滅的な状況に至る可能性がある。他方、経営者はその関心の相当のウェイトを日々の成長戦略に結び付く「攻め」の部分にも置いている。そして、成長戦略に失敗することが組織の持続性に重大な局面をもたらす可能性は、市場環境が加速度的に変化する現在では従前よりも格段に増している。従って、「証拠的価値」を「情動的価値」や「情報提供用ドキュメント」よりも優先することを強調し過ぎることに若干のリスクを感じる。「情動的価値」を有する記録をも当然に適切に管理できなければ、組織にとってクリティカルな問題に繋がる時代になっているのではないか、という懸念を示しておきたい。

3点目は、頭出しのみ既述した第5章の「評価選別」についてである。

2016年4月、記録管理の国際規格であるISO 15489-1の第2版(2016-Information and documentation - Records management - Part 1: Concepts and principles)が発行された。同規格については、2001年9月に発行された第1版(2001-Information and documentation - Records management - Part 1: General)がオーストラリア規格であるAS 4390 (Records management : Australian standard AS4390 -1996)をベースに構築されたものであること、それにも関わらず、AS 4390に書かれていた appraisal が採用されなかったことが知られているが、第2版では、中心的な項目として appraisal が取り上げられている。同規格の策定に責任を持つISOのTC 46/SC 11委員会の国内委員会においては、“appraisal”は「評価」と訳す方向で議論

が進んでいるようだ。これは、第2版における“appraisal”の定義が、「どの記録が作成・捕捉される必要があるか、及びどの程度の期間保存する必要があるのかを決定するための業務活動の評価プロセス」であり、「(1) 実施範囲の決定、(2) 業務の理解、(3) 記録要求事項の確定、(4) 記録要求事項の実現が示され」、「記録要求事項の確定は、業務活動とそのコンテキストの分析に基づき、業務上の必要性、法的・規制的要求事項及びコミュニティ又は社会の期待に由来するとして」とされていることから、所謂アーカイブ学的伝統的な「評価選別」とは区別して論じる必要性を考慮したためと思われる[10]。

本書における「評価選別」もAS 4390をベースに論じられている。即ち、「レコード・マネジャーは主にリテンションの決定を支えるための評価選別技法を開発してきた。それは、初期段階で破棄される可能性のあるレコードとはどのようなものか、長期間、あるいは、無期限にわたって保持する価値のあるレコードとはどのようなものであるかを定めるための技法である」としながら、「あるレコード・マネジメントシステムに「取り込まれる必要があるのはどのようなレコードであるかを決定すること」、「どのようなレコードが作成されるべきであるかを決定したり、保護やセキュリティ確保のために特別な処置を要するものを特定する判断を下す際にも、評価選別が用いられることがある」とし、「包括的なレコード・マネジメント・プログラムにおいては、一連の評価選別の決定が必要とされるだろう」と結ぶ(p. 208)。

先のISO 15489-1第2版では、第1版で明確に除外されていたアーカイブズ管理が包括的なレコード・マネジメント・プログラムの一環として取り込まれた。今後、日本のアーカイブズ学における“appraisal”は、伝統的なものと今日の包括的なものと、訳語も含めて区

別されていくのだろうか。

本書の翻訳チームの多くの方々とは日頃から親しく交流させて頂く間柄である。今後の日本、世界のアーカイブズ学の発展に大きな責任を持たれるであろう人々たちだ。まずは、本書に書かれているようなテーマが日本の大学

院教育のカリキュラムに実際に反映されることを期待しつつ、最後に翻訳チームの皆さんに注文がある。次は是非、日本発の記録管理、アーカイブズ管理の著作を世界に届けて欲しい。評者が言うまでもなく、その意欲に燃えていらっしやることだと思いが。

- 1 — Elizabeth Shepherd and Geoffrey Yeo, *Managing Records: a handbook of principles and practice*, Facet Publishing, 2003.
- 2 — シェパードとヨーの業績 (Shepherd, *Archives and Archivists in 20th Century England*, Ashgate, 2009, Yeo, *Principles and Practice in Records Management and Archives*, series editor) は、本書の巻末にある「著者紹介」でも紹介されている。
- 3 — 註1のp. 2.
- 4 — 因みに、ヴー・ティ・ファン、グエン・ヴァン・ハム、グエン・レ・ニユン著、伊澤亮介訳『ベトナムアーカイブズの成立と展開：阮朝期・フランス植民地期・そして1945年から現在まで(シリーズ：ベトナムを知る)』(ピスタビー・エス, 2016)によると、現代のベトナムアーカイブズ学発展の契機になった出来事として、従来「歴史科の一部門に甘んじてきた」アーカイブズ学が、1996年にベトナム国家大学ハノイ校の人文社会科学大学に直轄する学問分野として組み込まれたことが記述されている(同書pp. 34-35)。
- 5 — 本書の第3章、第4章では様々な種類のメタデータが紹介されている(例えば、ある活動に関係する個人、組織体、あるいはその他の主体に関する詳細などを示すコンテキスト・メタデータ。記述または要約を示すコンテンツ・メタデータなどである)。
- 6 — 本書の「翻訳チームのメンバーは、全員がアーカイブズ学を学び、あるいはアーカイブズにかかわる仕事をしている者である」(p. 4)という事情がある。
- 7 — ケネス・ディボド「現代の記録を未来へ—— 米国NARAの挑戦」『アーカイブズ』第31号、国立公文書館、2008年、或いは、Luciana Duranti and Kenneth Thibodeau, “The Concept of Records in Interactive, Experiential and Dynamic Environment: the View of InterPARES”, *Archival Science*, Vol.6(1), 2006を参照。
- 8 — 日本においても、例えば2006年の会社法の施行により、大会社においては内部統制システムに関する基本方針を取締役が決めなければならないことになり、その基本方針には、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制」が含まれる。
- 9 — Jay Kennedy and Cheryl Schauder, *Records management: a guide to corporate record keeping*, 2nd edn, Addison Wesley Longman Australia, 1998.
- 10 — 中島康比古「記録管理の国際標準ISO15489-1の改定について」『アーカイブズ』第61号、国立公文書館、2016年、を参照。